

## 会議録（要旨）

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ

（委員会の成立）事務局から委員の過半数の出席により、委員会が成立していることが報告された。

（傍聴者の報告）事務局から傍聴者が0名であることが報告された。

- 3 議事

### 《議事1「協働のまちづくり推進事業助成金」について》

資料 1 八潮市協働のまちづくり推進事業助成金交付要綱新旧対照表

資料1-1 八潮市協働のまちづくり推進事業助成金 令和2年度募集要項

#### <事務局から説明>

- ・八潮市協働のまちづくり推進事業助成金交付要綱について、令和2年度に改正を行った部分（資料1の下線部）について報告があった。
- ・令和2年度の募集について、4月1日から4月30日までの募集期間に応募がなかったことから、追加募集の可否について発議があった。  
ただし、追加募集を行う場合の留意事項として、団体の事業実施期間が例年より2カ月ほど短くなること、活動の際は新型コロナウイルス感染防止対策が必要であることが挙げられた。

#### <委員からの意見>

- ・追加募集を行った場合、どのようなスケジュールになるのか。
  - （事務局より）9月号の広報やしおで周知、9月末まで募集し、10月に市民活動推進委員会の審査を経て10月末～11月初旬に事業開始となる。要綱の改正により、事業完了は年度内までとしているため、実際の事業実施期間は4～5カ月間ほどになる。また、留意事項として、追加募集の周知を丁寧に行う必要があること、事業実施にあたっては三密回避などのコロナ対策が必要である。
- ・コロナ対策にかかる経費（消毒液や体温計などの購入）は助成対象になるのか。コロナ対策を行いながらの事業実施は、団体にとってハードルが高いのではないか。
  - （事務局より）対象経費のうち、需用費（消耗品）又は、その他市長が認める経費に含まれるため、助成対象である。
  - （委員長より）今年は、より応募しやすいよう要綱のハードルを下げたところだった。緊急事態宣言は明けたが、当初の募集時期からコロナの状況は変わっておらず、むしろ第2波によりさらなる自粛傾向にある。おそらく、追加募集を行っても応募はないのではないか。

【まとめ】追加募集の実施について協議した結果、令和2年度については追加募集を行わないこととなった。

## 《議事2 令和2年度のスケジュール及び審議内容について》

資料2 令和2年度のスケジュール及び審議内容（案）

＜事務局から説明＞

- ・審議内容について、令和元年度は提言書の内容を具体化する方策として、①「協働を推進・支援する組織・拠点の整備」について重点的にご協議いただいたところだった。本年度は併せて②「市民にもわかりやすい協働の手順の作成」についてもご協議いただきたい。
- ・新型コロナウイルス感染防止の観点から当初予定していた5月20日の会議が延期となったため、本年度は4回の開催とし、第2回は9月23日、第3回は11月下旬、第4回は2月頃で予定している。

＜委員からの意見＞

特になし

→（委員長より）小委員会、ワーキンググループは別途併せて行っていく。

【まとめ】本会議について、原案のとおりとする。

## 《議事3 「市民活動推進委員会提言書」の内容を具体化する方策について》

資料3 八潮市の中間支援組織について

＜事務局から説明＞

- ・資料3を用い、令和元年度の審議内容及び検討の方向性について説明があった。

＜委員からの意見＞

- ・提言書にも記載があるが、八潮市社会福祉協議会（以下、社協）との連携を進めていただきたい。委員会のメンバーにも社協関係の方はいらっしゃるが、おそらく詳細については職員のほうが詳しいのではないか。次回以降、オブザーバーでも構わないのでぜひ社協の方の出席を求めたい。  
→（委員長より）昨年度、小委員会にて市民活動支援コーナー（以下、支援コーナー）の方と社協の方をお呼びし実態の意見を聞いたところ、改めて社協との連携は必要だと感じた。もう一度この委員会で発言を求めるかは別として、実態を把握しながら進めていくことが重要である。
- ・資料3の中で、検討事項③【設置場所】中段には、「社協との連携が現実的である」とある一方で、検討事項①【運営主体】中段には、「社協との一本化は難しい」とあり、矛盾しているように感じる。視察に行った藤沢市や狛江市はどのように社協と連携しているのか、改めて伺いたい。  
→（委員長より）意見にあった、矛盾ではないかという指摘について、皆様の委員会での発言を集約すると、資料3のような書き方になるが、要約すると「一本化は難しいが、連携は必要」という解釈である。ま

た、他市の例として、狛江市は社協が運営している。

→ (委員より) 昨年度、小委員会での視察にて、吉川市、狛江市、藤沢市へ行った。藤沢市は市の規模が八潮と異なるため、狛江市を参考にお話しする。従来はボランティアセンターが社協内に在った(職員3人、うち専任1人、兼職2人)が、現在はこの機能を全て市民活動支援センターが受け持っている。狛江市が社協を指定管理者としているが、社協と場所も異なるためか現場の職員たちは社協職員という認識は薄いように感じた。現在の職員は6人で、人件費等は狛江市からの指定管理料で賄っている。狛江市の隣の調布市も同じ体制である。県内だと戸田市も社協が運営をしている。

併せて、災害ボランティアについての意見が挙がっていたが、災害ボランティアは有事の際に社協が別途設置するものだと思うので切り離して考えたほうが良い。

- ・社協は職員の意識や体制を考えると、今の状況では運営は難しいのではないかと思う。現在の事業に新しく加わる形になると思うが、対応できる人材の確保が難しいのでは。
- ・先ほどの平山委員の説明を受けて、狛江市の市民活動支援センターの職員は、狛江市から委託を受けた社協が雇った人材という解釈でいるが、よろしいか。

→ (委員より) 従来の職員3人に加え、現在の体制が変わる際に3人を雇用したと伺っている。この3人は社協職員としての意識は薄いように感じた。指定管理となると、確かに事業内容が広がるように聞こえるが、実際はボランティアセンター業務が移管し、人材も確保することになると思うので業務内容は減るのではないか。また、社協と一本化することによって、今までボランティアセンターの事業を土日でもできるようになる、「情報公開一覧」の冊子をもっとしっかりしたものになる、ボランティア活動内容が福祉に偏っていたが、内容の幅が広げられるのではないかと思う。

また、以前に意見が挙がっているが、現実的に八潮市では社協以外に運営できる団体がないと思われる。吉川市、越谷市は民間企業に外部委託している。八潮の選択肢は①民間企業またはNPO等への委託②ボランティアセンター(社協)との一本化③公設公営の3つになるのではないか。

- ・さいたま市の場合は、人口120万人で規模が大きく、市民活動団体も多い。さいたま市が(特非)さいたまNPOセンターを指定管理者とし市民活動サポートセンターの運営を委託した。さいたまNPOセンターが社協、自治会、労組、大学など様々な団体と協働し事業を行った。市民活動サポートセンターのセンター長は、さいたまNPOセンターの理事が務めたが、その他の多くの職員は新たに採用し、中には、ハローワークの求人募集から採用した方もいた。実績や経験のない方でも、現場で経験値を上げていっ

ていった。行政としても委託する際に、受注側の団体がちゃんとした組織なのか（雇用実績はあるのか等）といったことを考えると、NPO では難しい場合もある。

また、中間支援組織の性質上、定型化が難しい。社協のように、普段は決まった事業を受け持っている方が無定型な仕事を受け持つのは困難である。それであれば、やはり新しく人を採用するのが良いのではないか。市民活動に意欲のある人は増えてきているので、募集をすればある程度は集まるのではないか。意欲のある方は、給与・賃金にこだわらない方もいる。

- ・さいたま市は、ソフト事業のみ NPO に指定管理しており、施設の管理は行政が行っている。藤沢市も多目的ビル内にあるため、施設の管理は行っていない。狛江市は、施設の規模も小さく新しいので、施設の管理も含めて指定管理である。
- ・練馬区の事例として、NPO 及び市民活動団体等から構成されるグループに窓口業務を委託していたケースがある。相談員はグループ内から持ち回りで業務にあたる。活動のことをよく知っている方が経験を活かし、空き時間を活用して相談にのっている。
- ・練馬区の事例と同じく、草加市の市民活動センター（公設公営）内に「協働の広場」というコーナーを作り、（特非）みんなのまち草の根ネットの会に相談業務を委託している。草の根ネットの会は単独の NPO だが、活動内容は国際交流・福祉・健康など様々で NPO 育成にも力を入れており、中間支援組織的な性格を持つ。
- ・コーナーの時間が短い、専任の人数が少ない、権限がないという意見が今までに挙がっている。コーナーの運営は独立した組織にしたい。運営委員会を立ち上げて、これに従った組織にしていくのが良いのではないか。
- ・吉川市の市民交流センターおあしすは指定管理であり、公募委員を含んだ運営協議会があり、運営について意見をもらっている。狛江市、藤沢市も、民生委員や商工会、町会自治会、NPO などで構成された運営委員会があり、運営について意見をもらっている。
- ・視察先で感じたが、コーナーを実際に運営している人の発想や考え方が大切。これをどう作るかで活動内容が変わってくる。委託するにせよ、核となる方が必要なのでは。
- ・キーパーソンがいると、中心となって、連携を積極的に作ったり、一緒に行動したりできる。どういう組織が運営するにせよ、キーパーソンが必要で、その方がどんな人物かも大切である。

**【まとめ】** 運営主体は①社協への委託②直営（従来通り）の2つの方向性で検討していく。設置場所は馴染みがある現在の場所で考えていく。また、運営委員会の設置も検討項目に加える。

社協との連携については、事務局が今後の方向性や連携の仕方、受け皿として考えていただけるかの意思確認を行い、次回の委員会で報告を行う。



併せて、共催・後援の住み分けについて、八潮市では先ほど事務局から説明させていただいた通り、個別の案件ごとに判断している。対して東村山市は、「市が主体的に実施すべき事業を他の団体と協働して実施すること」のみを共催とし、これ以外の事業は事業協力・後援とするなど、共催とその他で明確に区分している。

協働の類型としては共催・後援の他に、事業協力や実行委員会、協議会などがある。モノの提供などは厳密に言えば事業協力にあたるが、共催・後援の2択であるとどちらかといえば共催寄りである。後援は、名義使用の意味合いが強い。

- ・東村山市の場合は、市がもともと実施していた事業について他の団体から申し出があれば共催、市が実施を考えていなかった事業は共催にならないということか。

- （事務局より）市が実施を検討していたかどうかではなく、事業の目的が市の行政目標にどれほど重なってくるかが判断基準になる。団体から提案を受けた事業でも、市の行政目標に重なる部分が多ければ共催となりうる。逆に市が実施を考えている事業であって、その分野において専門的・先駆的な活動をしている団体に声をかけるケースもありうる。

- ・市民団体は金銭的に余裕がないことが多く、市と共催し補助金の交付を申請するにしてもタイムラグが発生するため1～2年前くらいには担当課への相談が必要であると思う。チラシ裏面に企画段階について記載があるが、こういった内容を市民参加として条例化したり、指針として打ち出して明確化したほうが今後につながっていくのではないか。

- （委員長より）条例改正となるとまたハードルが上がるが、今までは相談できる部署がなかったところから市民協働推進課と案内されること、チラシに共催・後援の実績が記載されればよりイメージが湧くことを考えると、前進的な取り組みである。チラシの配布場所は市役所と併せて市民活動支援コーナーにも設置するのか。

- （事務局より）今までの皆様のご意見から、市民活動支援コーナーの活動内容として、協働を担うような団体からの相談を受け止めて、市へ繋いだり、一緒に行動することが理想であると考えている。課題はあると思うが、相談機能の一本化に向けて共催・後援の相談も受けられる窓口になると良いと思う。

- ・共催・後援を市に依頼するというのはハードルが高い。音楽団体など力のある団体であれば依頼すると思うが、実績があつたり事業内容が充実していないと申請はできないと思う。

- ・行政に共催・後援してもらおうとイベントに対しての信頼度が増す。企画書を持参し担当課へ相談してみて、希望通りに承認されることもあれば不承認の場合もある。共催だとNGだが後援ならOKになる場合もあり、逆もしかりである。チラシ内に注意書きとして、不承認になる場合がある、共催が後援になる場合もある等記載があると良い。

- ・「協働のまちづくり」は大事なキーワードだと思うので、チラシにも記載したほうが良い。

**【まとめ】** 本日の意見を踏まえ、事務局で修正したものを次回の委員会で提示する。

#### 4 その他

- ・次回以降の予定について

第2回 9月23日（水）午後2時から 八潮メセナ会議室1・2

第3回 11月下旬

第4回 2月頃

#### 5 閉会